## 平成25年 甲種防火管理新規講習のご案内

甲種防火管理新規講習とは、消防法施行規則第２条の３に規定された法定講習であり、一定規模以上の建物に選任が義務付けられている防火管理者になるための資格付与講習です。対象者は受講してください。

**◆日　　時**

平成25年２月26日(火)、27日(水)の２日間
両日とも９時～17時

**◆場　　所**　留萌市保健福祉センター　はーとふる

**◆対　　象**

不特定多数の人が出入りする対象物（福祉施設等で10名以上を収容する施設、物品販売・ホテル・旅館等で30名以上を収容する施設、事業所・学校・共同住宅等で50名以上を収容する施設）に勤務している20歳以上の方

**◆定　　員**　50名（定員になり次第締め切ります）

**◆申込期間**

平成25年１月28日(月)～２月15日(金)
※受付時間は、期間中の９時から17時まで

**◆講 習 料**

無料（テキスト代4,000円が必要となります）

**◎申し込み・問い合わせ先**

留萌消防組合消防署　予防課予防係（講習事務局）
☎42－2296

## 記帳･帳簿等の保存制度の対象者拡大について

平成26年１月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方（所得税の申告の必要がない方を含みます）について、平成26年１月から同様に必要となります。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）に掲載されていますのでご覧ください。

**◎問い合わせ先**

留萌税務署　☎42－0661

## 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し国民年金の保険料を納めることになります。

**◆国民年金（基礎年金）３つのメリット**

①老齢基礎年金…老後を支えます。
②障害基礎年金…病気やケガで障害の状態になったときに支えます。
③遺族基礎年金…加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。

**◆世代と世代の支え合いの仲間入り**

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

**◆「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」**

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30歳未満）等の保険料納付猶予制度があります。

**・「学生納付特例制度」**

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限１年以上である課程）及び一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

**・「若年者納付猶予制度」**

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり、保険料の納付が可能となったときに「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。
　詳しくはお問い合わせください。

**◎問い合わせ先**

留萌年金事務所　☎43－7211